

東大阪市地域防災計画(平成30年度修正案)に関するパブリックコメントで寄せられた意見とそれに対する本市の考え方

合計4人・団体から、26件のご意見をいただきました。  
貴重なご意見ありがとうございました。

関係部分	意見の概要	本市の考え方
第1編	<p>平成30年に発生した大阪府北部を震源とする地震及び台風21号等の教訓等に伴う地域防災計画の修正案について意見を述べます。</p> <p>東大阪市の地域防災計画には不備な点が大変多く、そのために毎年修正することを余儀なくされています。平成30年に東大阪市の災害を受けましたが、これらの災害は、決して東大阪市の災害史の中で大きな位置を占めるようなものではなく、このような災害が起きるたびに地域防災計画を修正しなければならないという状態は、市民の信頼を著しく損ねるもので、醜態としか良いようがありません。</p> <p>このような状態になっている基本的な原因は、地域防災計画が東大阪市の自然的条件(地形、地質、地盤、気候など)、社会条件(歴史、産業、市民生活、住居環境など)、および災害史を踏まえたものになっていないためと考えます。そのため、第1編(総則編)を根本的に見直し、それに合わせて第2編以下の各論的な記述を改訂する必要があると考えます。</p> <p>例えば、東大阪市の大部分は、かつての大和川が寝屋川水系に流れ込んで形成した扇状地地形の土地であり、旧河道や自然堤防、後背湿地より成り、それぞれが異なる災害危険度を有していることを総則編に明記する必要があります。また、山間部、山麓部については、生駒山地の風化花崗岩が斜面崩壊、土石流、土砂流による土砂災害のハザードを形成していることを総則編にしっかり記載しておかないと、折角作成したハザードマップが宝の持ち腐れになってしまいます。</p>	<p>いただきましたご意見のとおり、自然災害の歴史性、地域性、都市化等による社会的条件による災害の進化、また近年の風水害の多発化・激甚化、各地での地震発生等、変化・多様化する災害の状況を踏まえ、基礎自治体として、災害対策を進めることが重要であります。</p> <p>東大阪市地域防災計画ではこの考え方のもと、総則編、予防対策編、災害対策編において、年次的に必要な追記修正等を行い、本市防災対策を推進してまいります。</p> <p>なお、ご意見の趣旨を踏まえ、総則編に寝屋川流域の特性及び浸水想定に関する記述を追記いたします。</p>
第1編 P16	<p>市民・事業所に、食料・飲料水等物資の備蓄に努めるとなっていますが、東大阪市役所が備蓄目標を明確にしたうえで、市民に要請すべきものと考えます。したがって、東大阪市役所の目標を明確にすべきです。</p>	<p>本市では、大阪府域救援物資対策協議会で示された備蓄方針に基づき、本市に最も大きな影響を及ぼす生駒断層帯地震の避難所避難者数を基にして備蓄目標(目標数量は修正案のP136に掲載)を定めて整備しております。</p>
第2編 P72	<p>受援体制の整備について、適切な体制整備とありますが、適切でなく、現在の想定される中で、人数を明確にすべきです。危機管理室の職員数についても、府内自治体に比べ、少ないことが指摘されています。早急に危機管理室の体制を含め、増やすべきです。</p>	<p>東大阪市地域防災計画の修正に関わる内容についてお答えします。</p> <p>東大阪市地域防災計画では受援に係る全体的な考え方を示しております。受援体制については、修正案に明記しているとおり、災害時受援計画においてさらに具体策を示してまいります。</p>
第2編 P75～77	<p>「市民に対する防災知識の普及」の「(1)普及させるべき防災知識の内容」の中「コ.要配慮者対策」として障害者が挙がっておりますが、どのような方がどのような内容の知識を普及させるのが明確ではありません。また、災害時に障害者の立場からどのような対応を望むのかは、障害の種類により異なると考えられます。そこで、障害者と市で相互に内容を確認するようにはいかがでしょうか。</p> <p>また、要配慮者の情報が民生委員、校区福祉委員などに提供されていると思いますが、そのような情報をお持ちの方が集まる場で、研修の一環として障害者への対応をテーマとした勉強会を開催することも検討されてはいかがでしょうか。</p>	<p>東大阪市地域防災計画では障害者も含まれる要配慮者及び避難行動要支援者に係る全体的な考え方を示しております。要配慮者及び避難行動要支援者に対する情報伝達の方法など細目的な支援については、東大阪市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画において記載し、要配慮者及び避難行動要支援者への支援策を各支援団体・関係市部局等に示してまいります。</p>
第2編 P75、76	<p>大震災等に於いては、電気や上下水道のライフラインが停止することも十分考えられ、自宅や集合住宅、事業所(施設)、避難所等における水洗便所は先ずは使用出来ない可能性が高いと先ずは認識する必要があります。人間は1日5～6回トイレに行きます。すると震災後4～6時間も経過すれば必ずトイレに行きたくなります。その際、水洗トイレが使用出来ないことを想定すると、『携帯トイレ』を先ずは使用することが肝要です。各家庭や事業所又は避難所に於いて携帯トイレの必要数を割り出し、先ずは3日間ほど携帯トイレで対応し、その間、ライフラインの回復具合を確認した上で水洗トイレが使用可能かどうか判断すべきではないでしょうか。その為にも危機管理室で作成したHPの「地震発生時の心得」や「身近な防災対策」「大地震に備え」の啓発パンフレットの中に災害時のトイレ(初期対応)として携帯トイレを先ずは活用し、水洗トイレが使用可能かどうか確認する旨の記載を追加するよう求めます。</p>	<p>東大阪市地域防災計画には防災知識普及に係る全体的な考え方を示しております。</p> <p>そのため、水洗トイレが使用可能かどうか確認する旨の記載については、下位の計画やマニュアル等に規定していく内容と考えております。</p>
第2編 P75 P135	<p>南海トラフ地震等に備え、市民や事業所に、備蓄を最低3日間から1週間分とありますが、東大阪市役所も努力して備蓄を増やすことを明記すべきです。</p>	<p>本市では、大阪府域救援物資対策協議会で示された備蓄方針に基づき、本市に最も大きな影響を及ぼす生駒断層帯地震の避難所避難者数を基にして備蓄目標(目標数量は修正案のP136に掲載)を定めて整備しております。</p>
第2編 P77	<p>「市民に対する防災知識の普及」の「(2)防災知識普及の手法」の中で「イ.防災マップ・チラシ・ポスターの利用」が挙げられております。聴覚障害者の場合、文章の理解が困難な方々も多く、図解入りのものが有効と思われます。こうした事情を踏まえ、聴覚障害者専用のパンフレット・マニュアルを作成されてはいかがでしょうか。先行事例として、静岡県、兵庫県、茨城県、中津川市、山梨市、呉市、蒲郡市などの取り組みが参考になると考えられます。</p>	<p>東大阪市地域防災計画には障害者も含まれる要配慮者及び避難行動要支援者に係る全体的な考え方を示しております。要配慮者及び避難行動要支援者に対する情報伝達の方法など細目的な支援については、東大阪市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画において記載し、要配慮者及び避難行動要支援者への支援策を各支援団体・関係市部局等に示してまいります。</p> <p>また、計画へ明記することについては、下位の計画やマニュアル等に規定していくものと考えております。</p>

東大阪市地域防災計画(平成30年度修正案)に関するパブリックコメントで寄せられた意見とそれに対する本市の考え方

合計4人・団体から、26件のご意見をいただきました。  
貴重なご意見ありがとうございました。

関係部分	意見の概要	本市の考え方
第2編 P77	「市民に対する防災知識の普及」の「ウ. ビデオ等の利用」に関して、聴覚障害者に対しては映像の活用が効果的ですが、解説等が音声のみですと意味がありませんので、手話で内容を説明し、併せて字幕を挿入したものも作成・整備することも計画に明記ください。	東大阪市地域防災計画には障害者も含まれる要配慮者及び避難行動要支援者に係る全体的な考え方を示しております。要配慮者及び避難行動要支援者に対する情報伝達の方法など細目的な支援については、東大阪市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画において記載し、要配慮者及び避難行動要支援者への支援策を各支援団体・関係市部局等に示してまいります。 また、計画へ明記することについては、下位の計画やマニュアル等に規定していくものと考えております。
第2編 P77	「市民に対する防災知識の普及」の「キ. 研究会、検討会の開催」に関して、災害時における要配慮者への支援体制、及び平常時からの啓発について、現状では何も方策がないことから、これら取り組みが遅れている分野に関する方策を官民合同で研究する場の創設も計画に盛り込んでください。この場合、当事者の参画が必要不可欠となりますが、身体障害者の場合は、肢体、視覚、聴覚別に当事者が参画することを必須としてください。	
第2編 P77	「市民に対する防災知識の普及」の「ケ. ケーブルテレビ、ウェブサイト、フェイスブック等の活用」に関して、市が広報する場合、普段からして手話や字幕がつかず、内容が聴覚障害者には分からないものとなっておりますので、防災知識普及に関する内容だけでも手話で内容を説明し、併せて字幕を挿入した動画とするようにしてください	
第2編 P80 ~81	「第2節 防災訓練計画」において総合訓練を実施することになっておりますが、実施日程については関係部局と十分に調整ください。例年、ふれあいのつどいと同日に開催され、障害者団体の多くが参加できないものとなっております。どのような訓練が行われているか知ることができない状況では、要配慮者防災訓練が効果的なものか検証することができません。 当事者の参画や検証がないまま訓練を行っても、訓練のための訓練に終始し、実践的な内容とはならない恐れがあります。そのため、当事者団体が参加可能な日程とすることを必須とし、関係部署・団体と事前に十分に日程調整を行ってください。	当パブリックコメントの中では、東大阪市地域防災計画の修正に関わるご意見内容について、本市の考え方を示すものです。
第2編 P83	「第3節 自主防災体制整備計画」の中の「第1 自主防災組織の育成」で女性の参画の促進が計画されているようですが、障害者の参画が抜けております。また、平常時の活動として要配慮者の把握が、災害時の活動として要配慮者への援助などがそれぞれ挙がっておりますが、把握と災害時の援助のためには当事者の参画が不可欠と考えられることから、障害者の参画も積極的に促進すべきではないでしょうか。	ご意見のとおり、障害者の参画についても追記いたします。
第2編 P83	地域版ハザードマップが各地域(自主防災組織)で作成されていますが、中地区や西地区の一部(計10地区)では未だ作成されていません。これは何故でしょうか。いつ頃までに作成される見通しでしょうか。尚、作成の際の手続きは、誰が誰に呼び掛け、どのような手順でされているのでしょうか。またその情報は当該地域に広報や共有されていますか。 この地域版ハザードマップは平時の防災活動や教育等に於いても重要な役割を果たしていると思います。こうした取組みの延長線上には、平成25年の災害対策基本法改正第42条第3項(同26年4月1日施行)による地域コミュニティに於ける共助の推進のための『地区防災計画制度』があります。全国の中で各自治体による地区防災計画づくりが進められています。 東大阪市として、この地区防災計画の意義や策定についてどのように考えられていますか。	東大阪市地域防災計画の修正に関わる内容についてお答えします。 東大阪市地域防災計画には地域版ハザードマップの作成促進など自主防災体制の整備に係る全体的な考え方を示しております。
第2編 P84	防災リーダーの育成(養成講習会等の開催)が計画されているようですが、聴覚障害者が参加を希望する場合、手話通訳者、要約筆記者の用意など、その場で内容を視覚的手段でも提供できるような環境を整備してください。	東大阪市地域防災計画の修正に関わる内容についてお答えします。 東大阪市地域防災計画には自主防災体制の整備に係る全体的な考え方を示しております。
第2編 P105	「4. 災害時の広聴体制の整備」によりますと、相談窓口に専用の電話やファクシミリが設けられるようですが、メールアドレスも加えていただければ、聴覚障害者を含めた市民にとって利便性が高まります。是非加えてください。	ご意見のとおり、メールによる相談について追記いたします。
第2編 P106	「1. 福祉のまちづくりの推進」では、市内の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会の相互の連携に努めることになっておりますが、当事者団体が抜けております。平常時において当事者の参画がない場合、災害時に連携することは不可能であり、混乱している中では齟齬も生じます。そのため、平常時から連携を図っておくことが必須と思われれます。	ご指摘の趣旨を踏まえ、「市内の社会福祉施設、民間福祉団体、社会福祉協議会等の相互の連携」に修正いたします。

東大阪市地域防災計画(平成30年度修正案)に関するパブリックコメントで寄せられた意見とそれに対する本市の考え方

合計4人・団体から、26件のご意見をいただきました。  
貴重なご意見ありがとうございました。

関係部分	意見の概要	本市の考え方
第2編 P106	(1)防災活動マニュアルの策定、(2)防災訓練の実施、(3)施設・設備等の安全点検、(4)地域社会との連携、と項目を挙げられています。それらを具体的に進めて行く支援策が必要かと思われ。例えば、地域には「自主防災組織運営補助金」というものがあり、防災活動や防災機材の購入に対して上限30,000円の補助金がでています。この様な補助制度や支援策を社会福祉施設等に於いても適用し、施策の具現化を図ってみたいはどうか。	東大阪市地域防災計画の修正に関わる内容についてお答えします。 左記(1)～(4)の具体策については、東大阪市地域防災計画に基づく下位の計画やマニュアル等で規定していく内容と考えております。
第2編 P107	府の「避難行動要支援者支援プラン作成指針」では、個別計画の策定を推進する旨が記載されておりますが、東大阪市においては、策定が全く進んでおりません。これを推進させること、及びその旨の記載が必要と考えます。	大阪府の「避難行動要支援者支援プラン作成指針」などに基づき、東大阪市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画を策定し、当該全体計画の中に、個別計画策定の推進を規定しております。
第2編 P108	「(2) 防災についての指導・啓発」の中で要配慮者に対する啓発等が計画されているようですが、聴覚障害者の場合、視覚的手段にて情報を得られるようにすることが必要となります。 また、避難行動要支援者についての情報提供が不十分で、理解も全く浸透していない状況では、啓発は極めて重要と考えられます。そのため、手話通訳者、要約筆記者を用意した説明会の開催が必須となりますので、そのような説明会を是非市内各所において開催してください。	東大阪市地域防災計画には障害者も含まれる要配慮者及び避難行動要支援者に係る全体的な考え方を示しております。 そのため、視覚的手段による情報提供や説明会の開催については、下位の計画やマニュアル等で規定していく内容と考えております。
第2編 P109	「ウ. 指定避難所の福祉的整備」では、障害の種別等をタグにより識別する計画となっているようですが、タグでは受け取った人がポケットに入れた場合や、遠くにいる場合、夜間等、識別できずに必要な支援が受けられないという問題があります。そのため、ポケットに入ることなく、かつ遠くや夜間でも認識できる反射材付きのベストの類が望ましいと考えますが、タグに代えて整備することを盛り込んではいかがでしょうか。	備蓄物資については、災害時に必要と考えられる物資を計画的に備蓄していくため、スペースの関係もあることから、現在タグにしております。今後はご意見も踏まえ検討してまいります。
第2編 P131 第3編 P247	指定避難所の管理運営について、避難者が主体となることで円滑な運営ができるとありますが、東大阪市府所が避難者任せでなく、積極的にかかわることを明記すべきです。	避難所開設から一定期間は市職員が運営する必要があると考えます。それ以降の避難所運営は、他自治体からの応援職員などの応援を受けて実施し、市職員は復旧を含めた主な災害対策活動を実施するべきものと考えます。
第2編 P137	「3. その他の物資の確保」の中に「(12) 電話機(特設公衆電話用)」が挙げられておりますが、聴覚障害者には、ファクシミリが必要です。確保すべき物資として、電話機とは別に明記ください。	特設公衆電話用電話機につきましては、西日本電信電話株との協定に基づくものです。いただきましたご意見につきましては、今後検討してまいります。
第2編 P140	先の発災時に於いて水洗トイレが使用出来ないと仮定すれば、各家庭等から大量の携帯トイレの使用済みゴミが発生します。そのゴミはどのように処理されるのでしょうか。また、水洗トイレが使用不可能な状態が長引くと避難所等に於いても仮設トイレなどからし尿収集処理の問題が発生します。その際のし尿収集処理体制はどのようになっていますか。 併せて、東大阪市の災害廃棄物処理計画についてもお聞かせ下さい。	し尿収集処理体制や災害廃棄物処理計画の詳細については、東大阪市地域防災計画の下位の計画やマニュアル等で規定していく内容と考えております。
第3編 P195	市民からの問い合わせに対応するために専用電話の設置が計画されているようですが、電話の利用ができない聴覚障害者のために、専用ファクシミリ、専用メールアドレスの設置も計画に盛り込んでください。	ご意見のとおり、専用ファクシミリ及びメールによる対応を追究いたします。
第3編 P255 第4編 P423	「第1 要配慮者の被災状況等の把握」に関して、聴覚障害者の被災状況や福祉ニーズの把握、支援活動を適切に行うためには、手話通訳者の配置等コミュニケーションを保障する手段の確保が必要にして不可欠です。原則として、聴覚障害者に対してはコミュニケーション手段を確保してから福祉活動を行う旨、計画に明記ください。	東大阪市地域防災計画には障害者も含まれる要配慮者及び避難行動要支援者に係る全体的な考え方を示しております。 そのため、要配慮者に対するコミュニケーション手段の確保については、下位の計画やマニュアル等で規定していく内容と考えております。
	パブリックコメントの募集期間が12月7日～1月7日と年末年始を挟み市民が非常に忙しい時期でもあり、パブリックコメントを求めるといよりも、市民の意見を聞きましてよという言い訳に聞こえます。	国・府の計画修正に合わせた修正を実施する上に、庁内の修正意見の取りまとめなど一定の作業期間が必要のため、当該時期にパブリックコメントを実施したものです。